鹿児島県指定介護老人福祉施設等(特別養護老人ホーム)入所指針について 〈鹿児島市内の施設を除く〉

鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室

1 入所指針作成の背景

- ・ 介護保険施設への入所については、申込み順となっていたことから、特に介護老人福祉施設については全国的に入所希望者が多く、真に入所の必要性が高い者が入所できない状況にあった。
- ・ このため、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号)が平成 14 年 8 月に改正され、施設は入所の必要性の高い入所申込者の優先的入所に努めることが義務化された。

また,「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」(平成14年8月9日付け老計第0807004号厚生労働省老健局計画課長通知)において,入所に係る透明性及び公平性を確保する観点から関係自治体と関係団体が協議し、入所に関する具体的指針を作成することが適当とされた。

2 本県の入所指針の作成及び経過

県及び鹿児島県老人福祉施設協議会と共同で、保険者代表、被保険者代表、学識経験者等で構成される検討会の意見を踏まえ作成し、平成15年4月1日から運用を開始した。

① 目的

透明性・公平性を確保するため、入所の必要性の高さを判断する基準及び入所順位決定の手続きを明確化

② 入所の必要性の点数化

本人の状況(要介護度), 家族の状況(主たる介護者の状況等), 特記事項を点数化する。(合計 100 点)

③ 入所順位決定方法

点数に基づき、入所順位を決定(70点以上の者を優先入所対象者)。順位は各施設の入所検討委員会で決定

④ 入所検討委員会

施設に合議制の検討委員会を設置。検討会には、施設職員のほかに、市町村等の第三者が3人以上参加

3 これまでの本県の入所指針の一部改正

- (1) 平成27年4月1日付け一部改正
 - ・ 介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型 介護老人福祉施設については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての 機能に重点化を図ることとされた。
 - ・ 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成 14 年 8 月 9 日付け老計第 0807004 号厚生労働省老健局計画課長通知)が、平成 26 年 12 月 12 日付けで改正されたことから、本県においても、県老人福祉施設協議会等と協議し、入所指針の一部を改正した。

主な内容

- ① 平成27年4月1日以降,施設への入所は原則要介護3以上の方に限定される。
- ② 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は2の方の特例的な施設への入所(特例入所)が認められる。
- ③ 特例入所の運用については、市町村による適切な関与が求められる。

(2) 平成29年4月24日付け一部改正

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」 (平成 26 年 12 月 12 日付け老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) が、平成 29 年 3 月 29 日付けで一部改正されたことから、本県においても、県老人福祉施設協議会と協議し、入所指針の一部を改正した。

主な改正 ※以下を追加

申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込を受け付けない取扱いは認めないこととする。(特例入所の要件に該当していない者からの入所申込の取扱いについては、各施設に委ねる。)